

市第 128 号議案

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月 14 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市立学校の授業料等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（徴収）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

授業料は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する。

第 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き横浜市立高等学校（別科を除く。以下「市立高等学校」という。）に在学する者及び施行日の前日において高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による

改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学し、施行日以後に引き続き市立高等学校に編入学し、又は転入学する者に係る施行日以後の授業料の徴収等については、この条例による改正後の横浜市立学校の授業料等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、横浜市立高等学校の授業料を徴収するため、横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校の授業料等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（徴収）

（徴収等）

第 3 条 授業料は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する
高等学校（別科を除く。以下この項において同じ。）につ

いては、授業料を徴収しない。ただし、授業料を徴収しないこと
が高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平
の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、こ
の限りでない。

2 前項ただし書の規定により授業料を徴収する場合及び別科につ

いて授業料を徴収する場合は、毎月分割して徴収する。

$\frac{2}{3}$ （本文省略）

$\frac{3}{4}$ （本文省略）